

新潟県立長岡聾学校

きこえ通信

令和6年度 第6号

<http://www.nagaokarou.nein.ed.jp/support.html>

当校 HP に
も掲載中!

新潟県立長岡聾学校 通級指導教室

〒940-0093 長岡市水道町 2-1-13

TEL 0258-38-0210 (通級指導教室)

FAX 0258-39-5665

*メールもご利用ください。↓

e-mail school@nagaokarou.nein.ed.jp

発行：令和6年10月 担当：柳原

難聴がある場合の入試での合理的配慮について



配慮なし

平等だが左の子は見えない。

公正 全員が見える。

←
T
E
E
N
S
作
成

難聴があると、入試でのリスニングや注意事項の放送などで困ることがあります。今回は、全員が同じスタートラインに立てるような、入試での合理的配慮の申請について情報提供します。

入試の特別措置(合理的配慮)について(県立高校を例として)

*新潟県立高校入試の募集要項では、合理的配慮は「特別申請」と標記されています。

特別措置の内容が新潟県の HP に下記のように掲載されています。難聴がある生徒は補聴器の使用、別室受検、放送の文字での提示、座席の配慮などが対象となります。別室受検等、日頃の定期考査などで実施している配慮内容が反映されますので、ギリギリになって考えるより、入学時から定期考査の受け方について相談、実施することを在籍校へお伝えしています。特別措置の申請には診断書なども必要なので、9月から11月くらいに受診できるよう、前もって相談しています。また、申請しても全部許可されないこともありますし、以前は他地域、当校ともに「座席の配慮」をお願いしていても、感染状況の影響でお願いしたとおりにならず、当日びっくりしたことがあったそうです。でも、受検した生徒は落ち着くよう自分に言い聞かせ、乗り切ったとのことでした。努力してきたのだから何があっても大丈夫と思って臨んでほしいと思います。

中3の生徒とは、どう申請するか相談し(相談の上申請しなかった生徒もいます)、在籍校の先生と連絡を取り合います。当通級では高校入試の特別措置について、10月中旬に在籍校に関係資料を送らせていただき、在籍校訪問でも情報提供をする予定です。不明な点がありましたら、通級担当までお問い合わせください。



新潟県 HP より

私立高等学校等(主に専願)に関しては、各校へ特別措置について確認が必要となります。特別措置の内容は、学校や受検方法などによってそれぞれ異なります。

県立中等教育学校も県立高校と同様の手続きとなります。県 HP の募集要項に用紙等が記載されています。

高等専門学校(高専)も同様の合理的配慮を行っています。詳細は HP をご確認ください。県立高校より時期が早いです。

特別な配慮を必要とする者の受検上の措置の実施状況

※表中の数字は、受検者数を表す。

特別措置の項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 別室受検 ※()内は英語のみ実施の内数	102 (6)	113 (3)	64 (4) * 2
② 英語の聞取りの口読読み取り	2	0	1
③ 車椅子、車椅子用机の使用	2	1	0
④ 検査問題の拡大	4	4	3
⑤ 拡大鏡(ルーペ)の使用	1	0	1
⑥ 検査時間の延長	2	4	5
⑦ 検査問題の読み上げ	0	2	0
⑧ 検査問題にルビをつける	1	3	8
⑨ その他 * 1	54	67	73

* 1 その他の主な項目
座席の配慮、補聴器やロジャー(デジタル補聴支援システム)の使用、個人面接、ハンカチやタオル・松葉杖等の使用、専用のCDプレイヤーでの聞取り検査 など

大学等上級学校(以下大学等)についても、各校へ合理的配慮について確認が必要となります。合理的配慮の内容は、学校や受験方法などによってそれぞれ異なります。HPに記載している大学等が多いようですが、詳細は各大学等へ確認が必要です。大学入学共通テストについては、すでに各高校、中等教育学校へ「受験上の配慮案内」の冊子が届いていると思われます。*右図大学入試センターのHPでも確認できます。

大学入学共通テストの合理的配慮の手続きは、受験する年の8月頃です。希望する場合は、高2(受験の前の年)のうちに内容を確認すると良いと思います。ちなみに、難聴があることが入学条件の大学等は「筑波技術大学」(茨城県つくば市)、筑波大学附属聴覚支援学校専攻科(千葉県市川市)があります。他の大学等に進学している難聴のある人もいます。

また大学等には、支援に関わる相談部門が設置されているところがあります。学生の要望で設置したところもあります。相談しながら、学習や生活がしやすくなったケースもあります。当校もいくつか情報提供できます。



高校卒業後の進路例については、R6.8・9月のきこえ通信にも紹介しました。個々の相談等は当校へご連絡をお願いいたします。

入試をきっかけに、改めてきこえについて「自分は何が苦手でどのように助けてほしいか」を相手の方が分かってくださるよう、丁寧をお願いすることができるようになってほしいと思います。今すぐに、100%できる必要はありません。「～を貸してください」、「今、何て言ったの?」などちょっとしたことで良いと思います。周囲の人が気持ちよく助けてくれるように、お礼もきちんと言えると良いと思います。

自分のきこえをどう伝えていくかということについては、次の通信で情報共有したいと思います。

入試の配慮はありますが試験問題、採点は他の人と同じ!まず大切なのは「学力」です!勉強の習慣も大切です!



「先輩の話聞く会」を実施しました!

8月21日、当校を会場に、難聴のある当校教諭から講話をしてもらいました。小さい頃の様子や、地域の中学校に転校して苦勞したこと、進路決定での悩み、きこえを補う勉強の工夫、合理的配慮の依頼など、参加者の皆さんは「そうだったのか!」と納得している様子でした。「勉強の進め方が参考になった」「自分も困っていることがあるがお話を聞いて頑張ろうと思った」「進路決定の参考になった」などの感想がありました。個人的には「この先生が難聴のある子の合理的配慮申請の先駆者」と言っても過言ではないと思っています。勉強の進め方とともに、どのように周囲の人をお願いをしていくかも学んでほしいと思います。

講話の後は「そば打ち」と試食を行いました。初対面の児童生徒もいましたが、仲良く協力してそば打ちをしていました。

コロナ5類移行後、少しずつ交流の機会をもちたいと思います。



県教委より委託された難聴の研修会を行います。

各校に案内が届いていると思いますが、県教委からの委託で難聴に関わる研修会「耳やきこえに関する理解研修会」を当校主催で行います(対象:教員、市町村子ども課等)。11月7日(木)の15:30~17:00、zoomによるオンラインで、上越教育大学の小林優子先生からご講演いただきます。難聴に関する研修は少ないので、この機会に視聴していただければと思います。ご参加をお待ちしています。12月をめぐりに、講演内容を期間限定でYouTube配信の予定です。こちらもご利用ください。